最終更新日：2015年7月2日

株式会社DNAチップ研究所
代表取締役社長　的場　亮
問合せ先：総務課長　大塚　勉
証券コード：2397
http://www.dna-chip.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識しており、当役員および社員の行動規範として「DNAチップ研究所企業行動基準」を制定して、公平かつ透明な企業行動、法と正しい企業倫理に基づく行動、経営および技術情報の価値の尊重等について徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社エンプラス	70,000	20.01
松原　謙一	70,000	1.65
森　淳彦	70,000	1.65
株式会社サン・クロレラ	70,000	1.65
井上　伸一	63,500	1.49
枝松　七郎	63,400	1.49
日本証券金融株式会社	53,300	1.25
大塚　榮子	48,000	1.13
藤尾　晋作	47,900	1.13
株式会社SBI証券	46,400	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	株式会社エンプラス
親会社の有無	なし

補足説明
―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引については、その他の企業との取引と同様に公正かつ適正な条件および手続きにて行います。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村　卓郎	他の会社の出身者											
片山　登喜男	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　卓郎		ライン株式会社の代表取締役社長であります。ライン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。	ライン株式会社代表取締役社長としての知識、 経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として当社が招聘したものであります。
片山　登喜男	○	弁護士であり、当社独立役員であります。	東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、弁護士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は4名で構成され、2名が社外監査役でうち1名が常勤であり、もう1名は公認会計士の資格を有しております。監査役会が策定した監査計画に従って、業務全般にわたり、妥当性、有効性、法令遵守状況につき、取締役会、経営会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて監査を行っております。さらに、監査役は会計監査人から監査計画、監査実施状況等の報告を受けるとともに、監査室より内部監査の状況についても報告を受ける等、情報交換を行い会計監査人、監査室との相互連携を図っております。
内部監査は、当社の全部署の業務につき、社長の特命に基づいて監査室を中心に業務の適切な運営、改善を図るとともに、財産を保全し不正過誤の予防に資することを目的として、計画的・網羅的に実施されております。内部監査の状況については、監査役および会計監査人に報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田　國夫	他の会社の出身者													
吉田　春樹	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田　國夫	○	株式会社日立ソリューションズの元監査室部長であり、当社独立役員であります。経営全般に関する知識、経験が深いことから、適任であると考え当社が招聘したものであります。	東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。
吉田　春樹	○	イデア監査法人代表社員であり、当社独立役員であります。 公認会計士であり財務分野に関する知識経験が深いことから適任であると考え当社が招聘したものであります。	東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、公認会計士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

DNAチップの市場は比較的歴史の浅い市場分野で当社の社歴も浅いことから、現在は将来の成長発展に向けて研究開発を推進している段階であり、当面は実施を見合わせる考えです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の開示方法に関しましては、有価証券報告書において取締役報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役報酬を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポートは総務部が行っており、取締役会の議題に関する資料配布や、取締役会の審議経過をまとめ報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、会社の経営方針、経営戦略および重要な意思決定ならびに業務執行の監督を行っており、月1回定例開催しております。取締役会には常勤監査役、非常勤監査役は常時出席し、取締役とは責務を異にする独立機関であることを十分認識し積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適切に機能する経営体制になっております。また、取締役会とは別に個別経営課題の協議の場として取締役、常勤監査役、各部門マネージャー以上により構成する。経営会議を毎月1回開催しております。経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等実務的な検討が行われ、迅速な経営の意志決定に寄与しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
取締役会において内部統制システム基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社業務の適正を確保するための体制について定めております。また、「当社の事業活動に関する全ての法令遵守と、社会からの信頼と評価を得るための企業倫理の徹底」を行うため、「コンプライアンス管理規則」及び「同ガイドライン」を制定しコンプライアンスの推進を図るため具体的な事項を定めており、コンプライアンスに関する計画、施策及び監督等を行うため、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使書の円滑な回収のために、株主総会招集通知書を総会開催3週間前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使書の円滑な回収のために、インターネットによる議決権行使を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算に関しては5月中旬、中間決算については11月中旬に説明会を開催し、決算概況および事業計画についてご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家の皆様へ」というページを設け、決算短信、事業報告、プレスリリース、IRスケジュール、株式情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	重要情報を適切に管理し、かつ適時開示することにより、証券取引に関する法令に定める内部者取引の防止を資するため「情報の管理と開示に関する規則」を制定し、運用しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
内部統制システムの整備に関する基本方針
1.取締役の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制
(1)監査役が業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認します。
(2)監査役は取締役会に出席し、取締役会の出席および審議の状況を確認します。
(3)取締役は就任にあたり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出します。
2.取締役の職務に関する情報の保存および管理に対する体制
(1)取締役会議事録は担当の取締役が作成し、総務部に保管します。
(2)各取締役が担当業務に関して行う決定は、決裁文書によって行い、総務部に保管します。
(3)上記の議事録および決裁文書は、10年間保管します。
3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制
(1)1件1千万円以上の設備、資産の取得、処分、借入、貸付は、業績に重要な影響を与える事項として、取締役会で審議し、決定した後に実行します。
(2)取引先の信用リスクについては、外部調査機関の情報も活用して管理しています。
(3)情報セキュリティに関するリスクについては、関連規則を制定するなどの対応を図っています。
4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)業務執行の目標の明確化および採算の徹底のため、事業区分ごとに目標値を期予算として策定し、それに基づく業績管理を行っております。予算および実績については、取締役会で審議、報告します。
5.使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)就業規則の周知を図るために、各部門に就業規則を備えております。
(2)企業行動基準を策定し、法と正しい企業倫理に基づき行動するように徹底しております。
6.当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、親会社、子会社等のグループ会社はありません。従って、企業集団における業務の適正を確保する体制については該当しません。
7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)当社の規模および業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置していません。但し、監査人が補助者を必要とするときは、担当の取締役にその旨連絡し、担当の取締役は必要な措置を講じるように勤めます。
8.監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および実効性に関する事項
(1)監査役の要請によって、その職務を補助することになった使用人は、担当の取締役および所属上長から一切の指揮、命令を受けることなく監査役の指示に忠実に従います。補助使用人の懲戒処分については監査役の同意を得ます。
9. 取締役および使用人が監査役の報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)予算の実推値については、担当の取締役から毎月監査役に報告します。
(2)各取締役が担当業務に関して行った決定を記録した決裁文書の内容については、監査役の要求があればその都度監査役に報告します。
(3)取締役および使用人は前2項に加え、法令違反や当社に重大な影響を及ぼす事実等を知ったときは、内部通報制度等により速やかに監査役に報告します。
(4)前3項およびその他の内容について、報告をした者が報告したことを理由とした不利な取扱いを禁止します。その体制として「内部通報をした当社の取締役および使用人に対する不利益取扱いの禁止」を内部通報の活用により、取締役及び使用人に対し周知、徹底します。
10.監査役の職務の執行について生ずる費用の取扱いに関する事項
(1)事前に判明している監査役の職務の執行により生ずる費用については、期首に予算化します。
(2)前項以外に生ずる費用については監査役から事前申請または事後の速やかな報告により、その費用の前払いまたは事後の払いにより負担します。
11.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施します。
(2)監査役は、内部監査の結果について報告をうけます。
(3)監査役は、監査および会計に関する知識の習得に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
反社会勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
(1)当社は、反社会勢力による接触、不当要求に対しての毅然とした態度で対応し、断固たる姿勢で反社会勢力との関係排除に取り組んでいます。
(2)反社会勢力との関係遮断について当社は、反社会的取引の防止に関する規則および当該管理指針において明文化し、全役職員に周知徹底を図っています。
(3)取引先については、取引開始前に信用調査機関等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

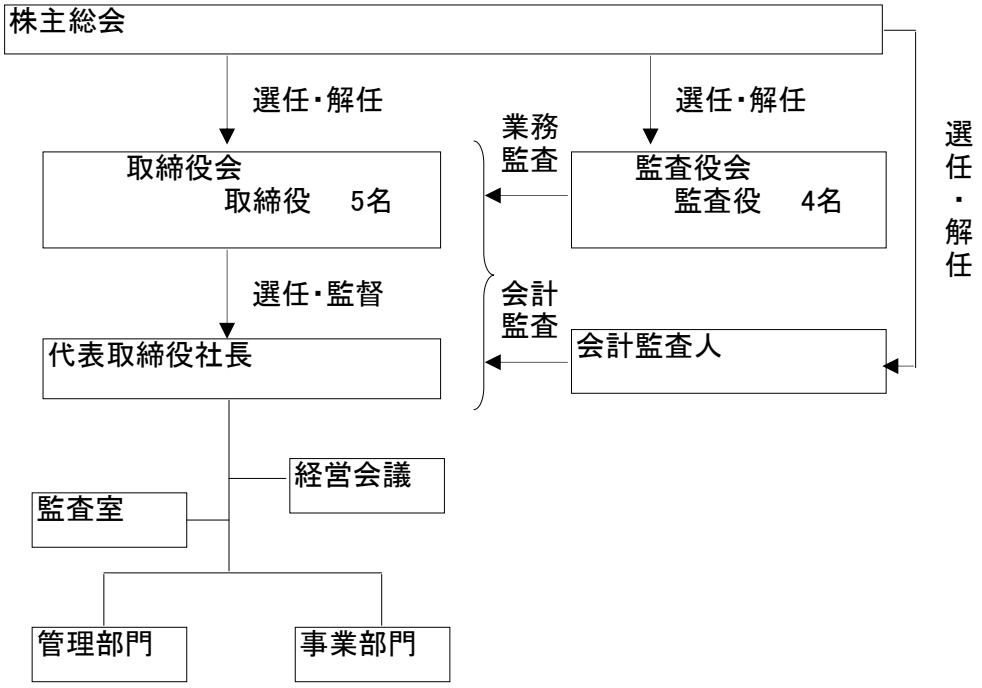
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
業務監査
取締役会
取締役　5名
監査役会
監査役　4名
選任・監督
会計監査
代表取締役社長
会計監査人
経営会議
監査室
管理部門
事業部門